佐賀県告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和元年5月10日から令和元年6月10日まで 佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 塩屋大曲線	伊万里市黒川町塩屋字浜開 502 番 12 地先から から 伊万里市黒川町大黒川字新開 1444 番 5 地 先まで	令和元 . 5 . 10